

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	健康増進事業(歯周疾患検診)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、健康増進事業(歯周疾患検診)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために必要な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

旭川市長

公表日

令和8年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業(歯周疾患検診)に関する事務
②事務の概要	・健康増進法等の規定に基づき、健康増進事業のうち歯周疾患検診の実施に関する事務を行う。 歯周疾患検診の受診状況、結果の管理 ・健康増進事業の実施に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第19条第8号に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。
③システムの名称	中間サーバー、中間サーバーコネクタ
2. 特定個人情報ファイル名	
歯周病検診台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項 別表の111の項 個人番号が利用することができる事務のうち健康増進事業に関する事務(事業の実施)が「市町村長」の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 2 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号) 【情報提供】 (1) 第2条の表について、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって第141条で定めるもの」が含まれる項(139の項) (2)第141条 【情報照会】 (1) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって第141条で定めるもの」が含まれる項(139の項) (2)第141条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	旭川市健幸保健部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	旭川市市民生活部まちづくり協働課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号 0166-25-9101

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	旭川市健幸保健部 健康推進課 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎4階) 電話番号 0166-25-6315
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [1万人以上10万人未満] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施)</p> <p>2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満</p> <p>4) 10万人以上30万人未満</p> <p>5) 30万人以上</p> </div> </div>
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [500人未満] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p> </div> </div>
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [発生なし] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p> </div> </div>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[<input type="checkbox"/> 基礎項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[<input type="checkbox"/> 十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[<input type="checkbox"/> 十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[<input type="checkbox"/> 十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="checkbox"/>]委託しない
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[<input type="checkbox"/> 十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="checkbox"/>]提供・移転しない
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[<input type="checkbox"/> 十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[<input type="checkbox"/> 十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[<input type="checkbox"/> 十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的ガイドライン」に従い、住基ネット照会は4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としているため。
9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[9) 従業員に対する教育・啓発]</p> <p><選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、研修を実施している。研修の受講状況を適宜確認し、未受講者へのフォローアップを行い、関係職員が受講できるよう措置を講じているため。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	歯周疾患検診の受診状況、結果の管理	・健康増進法等の規定に基づき、健康増進事業のうち歯周疾患検診の実施に関する事務を行う。 歯周疾患検診の受診状況、結果の管理 ・健康増進事業の実施に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第19条第8号に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。	事後	記述内容の整理による
令和7年12月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(なし)	中間サーバー、中間サーバーコネクタ	事後	記述内容の整理による
令和7年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の76の項 個人番号が利用することができる事務のうち健康増進事業に関する事務(事業の実施)が「市町村長」の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項 別表の111の項 個人番号が利用することができる事務のうち健康増進事業に関する事務(事業の実施)が「市町村長」の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2に関する事項【情報提供】 (1) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(百二の二の項) 【情報照会】 (1) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(百二の二の項) 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【情報提供】、【情報照会】 (1) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成2年12月12日号外内閣府、務省令第7号)【第五十条】	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 2 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号) 【情報提供】 (1) 第2条の表について、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって第141条で定めるもの」が含まれる項(139の項) (2) 第141条 【情報照会】 (1) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって第141条で定めるもの」が含まれる項(139の項) (2) 第141条	事後	法改正に伴う修正
令和7年12月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	旭川市保健所健康推進課	旭川市健康保健部健康推進課	事後	機構改革に伴う修正
令和7年12月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒070-8525 旭川市6条通9丁目(総合庁舎1階) 旭川市 市民生活部 市民活動課 市民参加推進係(市政情報コーナー) 0166-25-9101	旭川市市民生活部地域活動推進課 情報公開・個人情報担当 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号 0166-25-9101	事後	新庁舎移転に伴う修正 機構改革に伴う修正
令和7年12月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒070-8525 旭川市7条通10丁目(第2庁舎3階) 旭川市保健所 健康推進課 0166-25-6315	旭川市健康保健部 健康推進課 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎4階) 電話番号 0166-25-6315	事後	新庁舎移転に伴う修正 機構改革に伴う修正
令和7年12月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日	令和7年10月1日	事後	
令和7年12月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年11月1日	令和7年10月1日	事後	
令和7年12月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(なし)	十分である	事前	様式変更による追記
令和7年12月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	(なし)	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的ガイドライン」に従い、住基ネット照会は4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としているため。	事前	様式変更による追記
令和7年12月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	十分である	事前	様式変更による追記
令和7年12月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	(なし)	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、研修を実施している。研修の受講状況を適宜確認し、未受講者へのフォローアップを行い、関係職員が受講できるよう措置を講じているため。	事前	様式変更による追記
令和8年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	旭川市健康保健部健康推進課	旭川市健幸保健部健康推進課	事前	本市の機構改革に伴う修正
令和8年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号 0166-25-9101	旭川市市民生活部まちづくり協働課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号 0166-25-9101	事前	本市の機構改革に伴う修正
令和8年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	旭川市健康保健部 健康推進課 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎4階) 電話番号 0166-25-6315	旭川市健幸保健部 健康推進課 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎4階) 電話番号 0166-25-6315	事前	本市の機構改革に伴う修正
令和8年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和7年10月1日時点	令和8年4月1日時点	事前	
令和8年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年10月1日時点	令和8年4月1日時点	事前	